

一般社団法人 青森県配合飼料価格安定基金協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失の補てん、畜産経営の安定対策に関する事業等を行い、畜産経営の安定及び畜産業の健全な発展を図り、もって畜産物の安定供給及び価格安定に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料価格差補てん制度における契約の締結、通常補てん積立金の徴収及び納付並びに返還並びに通常補てん金及び異常補てん金の受領及び交付に関する事業
- (2) 国、県及び関係団体が行う畜産経営の安定対策事業に係る業務の支援に関する事業
- (3) 畜産経営の環境整備、生産及び流通に関する施設の改善合理化のために必要な機械及び施設の貸付に係る業務の支援に関する事業
- (4) 家畜伝染病に係る疾病を未然に防ぐための防疫対策事業
- (5) 食肉の地産地消と家畜の改良増殖に向けた事業
- (6) その他畜産振興に関する事業
- (7) 前各号の事業に付帯する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、会員として正会員及び賛助会員を置く。

2 正会員は、次のいずれかに該当する個人又は団体であつて、この法人の事業に賛同して入会した者とする。

(1) 青森県内において畜産業を営む者が組織する飼料荷受組合

(2) 配合飼料製造業者

(3) 配合飼料の販売を行う者

(4) 青森県内において畜産業を営む個人及び団体

(5) その他この法人が適当と認めた者

3 賛助会員は、この法人の事業に賛同し、この法人の事業を賛助するため加入した個人又は法人とする。

4 第2項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の会費の支払いについて相殺をもってこの法人に対抗することはできない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款又はその他の規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) この法人の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員の同意があったとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 第5条第2項第1号から第4号までに該当する正会員が、当該各号に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費はこれを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決 権)

第16条 総会における議決権は、各正会員につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事又は常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(委 任)

第40条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は青野正宣、専務理事は由良武とする。